

内閣府政策統括官（共生・共助担当）任期付職員の募集について

内閣府政策統括官（共生・共助担当）では、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）」に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）付主査）

2. 職務内容

政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害者基本法」に基づき策定された「障害者基本計画」に即して、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進に政府一体で取り組むとともに、幅広い国民の理解を得られるよう、積極的な広報・啓発活動を進めているところです。

今回募集する方には、上記施策を検討・実施していく上で、以下の業務を主に行っていただく予定です。

- (1) 障害者基本計画及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の推進に関する業務
- (2) G7 包摂と障害に関する担当大臣会合及び障害者権利条約等への対応に関する事務
- (3) 超党派議連で検討されている手話施策推進に関する法案の対応及び法案成立後の対応（当該法案に関する施策のとりまとめ等を含む）に関する事務
- (4) 障害者施策推進に係る調査・分析に関する事務
- (5) 上記（1）から（4）までに係る団体等関係者との連絡・調整に関する事務
- (6) その他上記（1）から（4）を行うために必要な事務

3. 募集人員

1 名

4. 募集対象

以下の条件を満たす者

- (1) 大学院又は大学卒業程度の学力があること。（障害者施策を専門としていることが好ましいが、必須とするものではない。）
- (2) 企業、地方公共団体、公的機関、研究機関等に通算7年以上勤務し、そのうち、計画の策定・企画業務又は研究に概ね5年以上直接関わった経験を有すること
- (3) 業務に必要なパソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）のスキルを

十分に有すること。

(4) 採用予定期間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）にわたり、継続して勤務が可能なこと。また、海外出張（1週間程度程度）があり得るため特段の支障がないこと。

(5) 業務に対して意欲的かつ積極的に取り組む姿勢を持ち、適切な報告、連絡、相談が行えるとともに、協調性があり良好な人間関係の構築や業務上必要となるグループ協力及び集団生活ができる者であること。

【注】上記基準については、すべての要件を厳密に満たす必要があるというのではなく、要件を少し満たさない項目が一部にある場合であっても、他の項目で著しい経験・能力等が認められる場合には、総合的に判断を行う。

なお、以下に該当する方は、応募できません。

① 日本国籍を有しない者

② 「国家公務員法（昭和22年法律第120号）」第38条の規定により、国家公務員となることができない者

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 採用形態

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づき、常勤の国家公務員として採用

6. 給与

国家公務員の給与規定（「一般職の職員の給与に関する法律」等）により決定

7. 身分・服務

「国家公務員法」を適用

8. 雇用期間

令和7年4月1日より令和9年3月31日まで（予定）

（職務の状況によっては任期更新もあり得る。）

9. 勤務時間・休暇

(1) 勤務時間：原則として午前9時30分から午後6時15分（土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。必要に応じ超過勤務あり。）

- (2) 休暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。翌年に繰り越し可。）、特別休暇（3日間の夏季休暇を含む。）、病気休暇、介護休暇

10. 勤務地

内閣府 中央合同庁舎第8号館（東京都千代田区永田町1-6-1）

11. 応募方法

(1) 提出書類

ア. 履歴書

- ・市販の用紙で可。写真を添付してください。
- ・高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。
- ・取得している資格や、応募条件に合致する実績等があれば記入してください。

イ. 志望理由書（A4横書き2000字以内）

ウ. 職務経歴書（これまでに従事したことがある職務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き）

エ. 上記4. 募集対象の要件を満たしていることを客観的に評価できるもの（上記ウによることも可）

(2) 提出方法

郵送に限ります。（封筒の表面に、赤字で「任期付職員（障害者施策担当）応募書類在中」と記載のこと）

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館
内閣府政策統括官（共生・共助担当）庶務担当 宛

(4) 提出期限

令和7年2月10日（月）必着

12. 選考方法

1次選考：書類選考

2次選考：面接

※ 1次選考（書類選考）の結果、2次選考（面接）を行うことになった方のみ、2次選考（面接）の日時・場所等をご連絡いたします。

※ 応募書類は返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

13. その他

(1) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職していただく必要があります（休職は不可）。

(2) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

(3)採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行っていただく必要があります。

1 4. 問い合わせ先

内閣府政策統括官（共生・共助担当）庶務担当 杉本、青木

電話：03-5253-2111（代表）（内線 38208）